

IFRS Developments

開示規定を開発するための 新たなガイダンス

重要ポイント

- ▶ 2023年3月8日、IASBは「的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトが完了したことを見た。
- ▶ プロジェクトが完了したこと、IASBは、IFRS会計基準における開示規定の開発及び草案作成に向けたガイダンスを公表した。
- ▶ IASBは、プロジェクトの試験的要素の一部として提案されていたIFRS第13号とIAS第19号の改訂については先に進めないと確認した。

はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASB又は審議会)は、2023年3月8日に国際財務報告基準(IFRS会計基準)の開示要求を開発し草案を作成するためのアプローチを改善することを目的とした、「的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトを完結したことを発表した。公開草案(本ED)では、IASBは当該アプローチを適用し、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の開示規定を改訂することを提案していた。本EDに対するコメントを検討した結果、IASBは、IFRS第13号とIAS第19号に対し提案されている改訂については先に進めないとした。

背景

財務報告におけるコミュニケーションを改善し、IFRS財務報告における開示をどのようにしたら改善することができるかを検討するために、IASBは「財務報告におけるコミュニケーションの改善」を近年の基準設定活動の中心テーマに据えていた。開示イニシアティブはIASBにおけるコミュニケーションの改善テーマの一部であり、「的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトは独立したプロジェクトとして組み込まれていた。本プロジェクトの目的は、IASBがIFRS会計基準の開示規定の草案を作成する方法の改善に資するガイダンスを開発し、開示規定に対して的を絞った基準レベルのレビューを実施することであった。IASBは本EDを2021年3月に公表した。



Building a better
working world

本EDの主要な提案

公開草案の意図は、チェックリスト・アプローチを、より目的主体のアプローチに置き換えることにあった。

本EDには、提案された開示規定を開発することを目的に、IASBが依拠する新ガイダンスが含まれていた。その意図は、多くの場合チェックリスト・アプローチとして適用されていたものを、開示規定に対する目的主体のアプローチに置き換えることにあった。

本EDにはまた、本提案の試験的要素としてIFRS第13号及びIAS第19号の改訂案も含まれていた。IASBは、今回提案されたガイダンスをこれら2つの会計基準の開示規定の開発に適用した。IASBがIFRS第13号とIAS第19号を選んだのは、両基準書には開示規定を開発するアプローチに関して改善の必要性を強調する多くの論点があると考えられ、また、IASBが現在の開示規定を検討することは両基準書にとって大きな利益をもたらすと考えていたからである。

再審議の結果

広範にわたるコメント提供者が、本EDの新ガイダンス案に定められた、開示規定の開発及び草案作成の改善アプローチを支持していた。そうしたフィードバックを受け、IASBは、本EDで提案された方法を採用するものの、提案の一部については今後議論を進めないことを決定した。

本ガイダンスは、開示規定の3つの構成要素—「全体的な開示目的」、「具体的な開示目的」及び「具体的な開示目的を満たす「情報項目」の記載—が基盤となっている。IASBは、当該アプローチでは、作成者はどの情報に重要性がありその情報が開示目的を満たすかどうかを判断するのに相当の判断が求められる、と想定している。

IASBは公開草案で提案されたアプローチを採用することとした。

「全体的な開示目的」は、利用者のニーズに焦点を当てており、企業が「具体的な開示目的」を適用する際に考慮しなければならない文脈と検討事項を提供することが意図される。「具体的な開示目的」は、利用者のより詳細な情報ニーズを記載し、その意図は、企業固有の情報と企業間の比較を可能にする情報のバランスを取ることにある。しかし、当該ガイダンスは、開示する必要のある重要性がある情報を決定するには判断が求められる、と述べている。「情報項目」は、重要性の判断を経た上で、「具体的な開示目的」を満たすことが求められる。企業が会計基準に定められる情報の一部又はすべての項目を開示していても、場合によっては、基準に定められていない追加的な「情報項目」の開示が具体的な開示目的を満たすために求められることがある。

IASBの目的は、各開示目的と開示すべき「情報項目」とが確実に結び付くようにし、企業がどの情報は重要性があるかどうかを判断するのを容易にすることにある。

本ガイダンスにおいて適用されるアプローチの主な特徴は以下の通りである。

- ▶ 利用者と早期に対話することで、利用者の情報ニーズを理解する
- ▶ 開示規定を認識及び測定に関する規定と同時並行で開発する
- ▶ 新しい開示規定がデジタル報告に及ぼす影響を検討する
- ▶ 全体的及び具体的な開示目的を示しながら利用者の情報ニーズを記載・説明する
- ▶ 「具体的な開示目的」を満たすであろう「情報項目」を開示することを求める

IASBが様々なプロジェクトを通じて開示規定の開発及び草案作成に関する経験を積んでいき、さらにはそれらの規定が適用される際の影響を理解していく中で、本ガイダンスは必要に応じて更新される。

パイロット・アプローチーIFRS第13号とIAS第19号の改訂へのフィードバック及びその結果

フィードバックを基に、IASBは、IFRS第13号及びIAS第19号を改訂する提案については先に進めないこととした。本提案は、公正価値測定及び従業員給付について企業が提供する開示を改善するのに十分に有効ではないと評価され、今回の結論に至った。さらに、これらの基準書はいずれも、2022年に完了したIASBの第3次アジェンダ・コンサルテーションにおける優先課題として識別されていなかった。

本ガイダンスの最終化

新ガイダンスは2023年3月にIFRS財団のウェブサイトに公表され、IASBはそれを今後の基準設定活動における開示規定の開発に利用することができる。当ガイダンスは、IASBによるIFRS会計基準における開示規定の開発・草案作成に寄与することが意図されている。

当ガイダンスの最終的な目的は、企業が有用な情報を財務諸表の利用者に確実に提供することになる開示規定を、IASBが開発できることである。

弊社のコメント

IASBが新ガイダンスを公表したこと、IFRS会計基準全体に影響を及ぼす、目標とされるより堅牢な開示規定の開発が一步前進したことになる。

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーソンズ(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 002574-23Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp